

---

※この法令は廃止されています。

**明治三十三年大蔵省令第五号**

明治三十三年大蔵省令第五号（国税犯則取締法第四条ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式）

明治三十三年法律第六十七号国税犯則取締法第四条（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ニ依リ収税官吏ノ携帯スヘキ証票様式左ノ通相定ム様式

第何号

収 税 官 吏 章

国税庁、何国税局又は何税務署

官 氏 名

何年何月何日生

何年何月何日交付

国税庁長官、何国税局長又は何税務署長 

様式(用紙厚紙白紙日本工業規格 B8)

---

附 則（昭和三三年七月二二日大蔵省令第六八号）

この省令は、昭和三三年七月七日から、これを適用する。

附 則（昭和三八年八月三一日大蔵省令第七九号）

この省令は、昭和三八年十月一日から施行する。

附 則（昭和三〇年八月一三日大蔵省令第四九号） 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日総務省・財務省令第二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年三月三一日総務省・財務省令第一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年六月一日から施行する。

---